○ 財務省告示第301号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第5条第11項及び政府資金調達事務取扱規則（平成11年大蔵省令第6号）第5条第11項の規定に基づき、令和8年10月13日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和8年11月9日

財務大臣　片山　さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1411回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項並びに財政法（昭和22年法律第34号）第7条第1項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第9条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第123条の18第1項、第136条第1項及び第137条第1項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法		
（1）価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
（2）国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額		
（1）価格競争入札発行	額面金額で2,321,450,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で1,700,000,000,000円、財政法第7条第1項、財政融資資金法第9条第1項並びに特別会計に関する法律第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第123条の18第1項、第136条第1項及び第137条第1項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で621,450,000,000円
（2）国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第7条第1項、財政融資資金法第9条第1項並びに特別会計に関する法律第83条第1項、第94条第2項、同条第4項、第95条第1項、第123条の18第1項、第136条第1項及び第137条第1項の規定に基づき発行した政府短期証券について、額面金額で678,500,000,000円
7　払込金額		

（1）	価格競争入札発行	2，305，380，727，000 円
（2）	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	673，804，780，000 円
8	最低額面金額	50，000 円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和 8 年 10 月 13 日
11	発行価格	
（1）	価格競争入札発行	額面金額 100 円につき 99 円 30 銭 6 厘以上のそれぞれの応募価格
（2）	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額 100 円につき 99 円 30 銭 8 厘
12	償還期限	令和 9 年 4 月 12 日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和 8 年 10 月 13 日